

青森港津波観測施設 1 級水準測量
仕様書

令和 7 年度

仙台管区気象台

1 件名

青森港津波観測施設 1 級水準測量

2 目的

巨大な津波の発生時にも適時適切な津波警報等の切替や観測情報の発表をし、国民の生命・財産を守ることができるよう観測体制を強化する目的で、青森港津波観測施設（以下「津波観測点」という。）を新設する。

本件は、新設する津波観測点に測量標（金属鉢）を設置し、その標高を定めるための水準測量を行うものである。

3 適用範囲

本仕様書は、津波観測点への新たな測量標（金属鉢）の設置及び測量法に規定されている「作業規程の準則」に基づく 1 級水準測量の実施とその観測成果簿等の提出に必要な事項に適用する。実施作業内容は以下によるが、細目等については監督職員の指示によるものとする。

4 作業内容

（1）津波観測点の指定する位置に測量標（金属鉢）を設置、強固に固定する。なお、設置前後の写真を現場写真集に含めること。

金属鉢は $\phi 50$ のステンレス製で、潮風等で経年劣化しないものとし、「気象庁」の文字及び金属鉢の中心点を示す「+」印を彫ること（別紙 2 設置例参照）。

（2）5 項で示す経路（約 100m）の 1 級水準測量を実施し、観測成果簿等を提出する。

5 作業場所（別紙 1）

（1）測量標（金属鉢）設置

青森港津波観測施設内

（青森県青森市本町 3-6-34 地先）

（2）測量経路

自：一級水準点 港 No.1

（青森県青森市本町 3-6-34）

至：青森港津波観測施設新設測量標（金属鉢）

（青森県青森市本町 3-6-34 地先）

6 完了期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

7 連絡先

（1）提出書類に関するこ

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15

仙台管区気象台 気象防災部観測整備課

TEL 022-290-6881

(2) 契約に関すること

仙台管区気象台 総務部会計課

TEL 022-297-8124

(3) 測量に関すること

〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9

気象庁 大気海洋部環境・海洋気象課 (13F)

TEL 03-3434-9126

8 一般事項

- (1) 水準測量にあたっては、本仕様書（添付図面を含む）によるほか、関係法令に基づき必要に応じて手続きの一切を負うものとする。なお、手続きやその他付帯業務に関する諸費用は受注者負担とする。
- (2) 測量標を使用する場合は所有者の承諾を得たうえで実施すること。
- (3) 作業の際には既存施設などに損害を与えぬよう十分に注意し、万一損害を与えた場合は受注者の責任のもと、速やかに修復すること。
- (4) 作業に際しては、安全確保に留意すること。本作業中に発生した事故等については、受注者の責任で処理すること。
- (5) 本作業に使用する車両、機材、測定器、工具等は全て受注者で用意すること。また、新設する測量標（金属鉛）及び固定に必要な部材等についても受注者において用意すること。
- (6) 本仕様書に疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。この時、受注者は監督職員に対し最善の助言を行い、本仕様の円滑な遂行に協力すること。
- (7) 実施の際は、施設への立ち入りや鍵の受渡方法について事前に監督職員と打ち合わせること。

9 保証

新たに設置した測量標（金属鉛）に不具合が見つかった場合、設置しなおすとともに、改めて測量を行い正しい標高を求める。

水準測量成果等の書類を提出した後、記載事項に訂正が生じた場合は、受注者は直ちに無償で新しい成果等書類と交換しなければならない。

10 監督

- (1) 仙台管区気象台の任命する監督職員（以下「監督職員」という。）により、本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。
- (2) 監督職員は作業内容に関して、補足説明や補足資料の要求を行うことが出来る。受注者は、その説明や資料の提出について監督職員の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本仕様の細部及び内容に疑義を生じた場合、監督職員と打合せのうえ、その指示に従うものとする。

1 1 検査

- (1) 仙台管区気象台の任命する検査職員（以下「検査職員」という。）により、本仕様書の内容に適合するか否かについて検査を行う。検査は、契約書及び本仕様書の内容に適合するか否かについて合格または不合格の判定を行う。
- (2) 受注者は、検査職員の職務の遂行に協力すること。

1 2 提出書類

受注者は以下の書類を任意の様式で作成し提出すること。提出は、仙台管区気象台気象防災部観測整備課に下記の（1）～（4）について電子データで1部、気象庁大気海洋部環境・海洋気象課に下記の（2）について電子データ（DVD）で1部とする。

（1）作業計画書

受注者は、契約後速やかに提出し承認を得ること。

（2）成果簿

表紙には作業名、官署名（仙台管区気象台）、実施完了年月、作業社名を記載すること。

- ア 観測手簿
- イ 観測成果表及び平均成果表
- ウ 水準路線図
- エ 計算簿
- オ 平均図
- カ 点の記
- キ 成果数値データ
- ク 測量標の地上写真
- ケ 基準点現況調査報告書
- コ 精度管理表
- サ 品質評価表
- シ 点検測量簿
- ス メタデータ
- セ その他資料（現場写真集等）

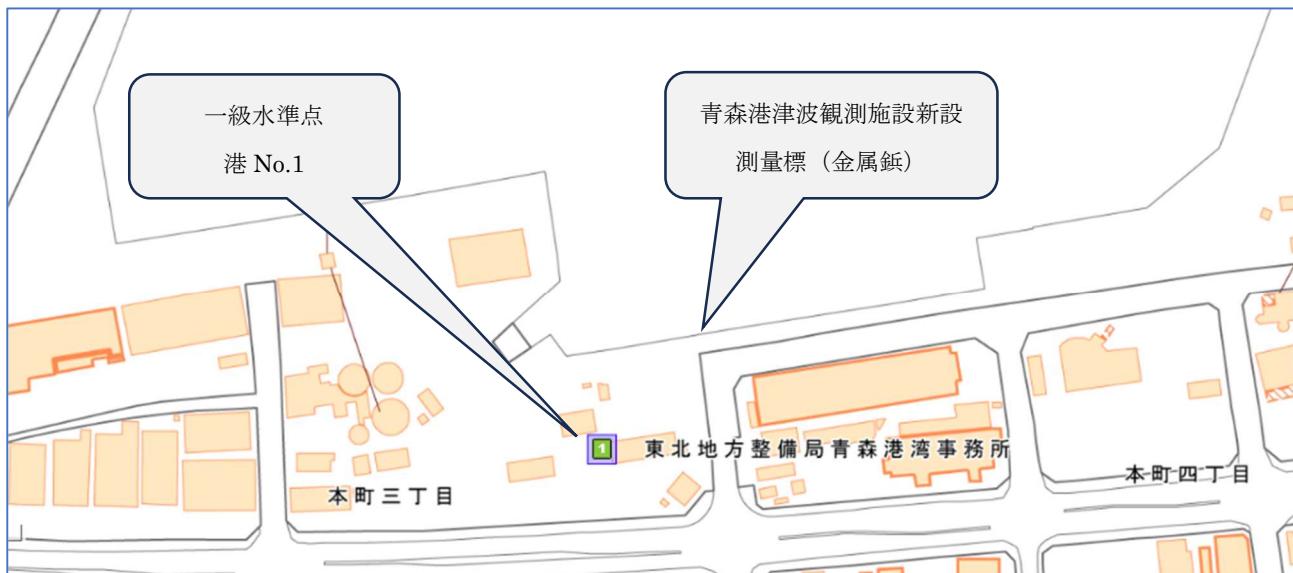
（3）打合せ議事録

本仕様書に関し打合せを行ったときは、その議事録を提出すること。

（4）作業日報

作業期間中、1日の作業内容等を記載した報告書を作成し提出すること（別紙3）。

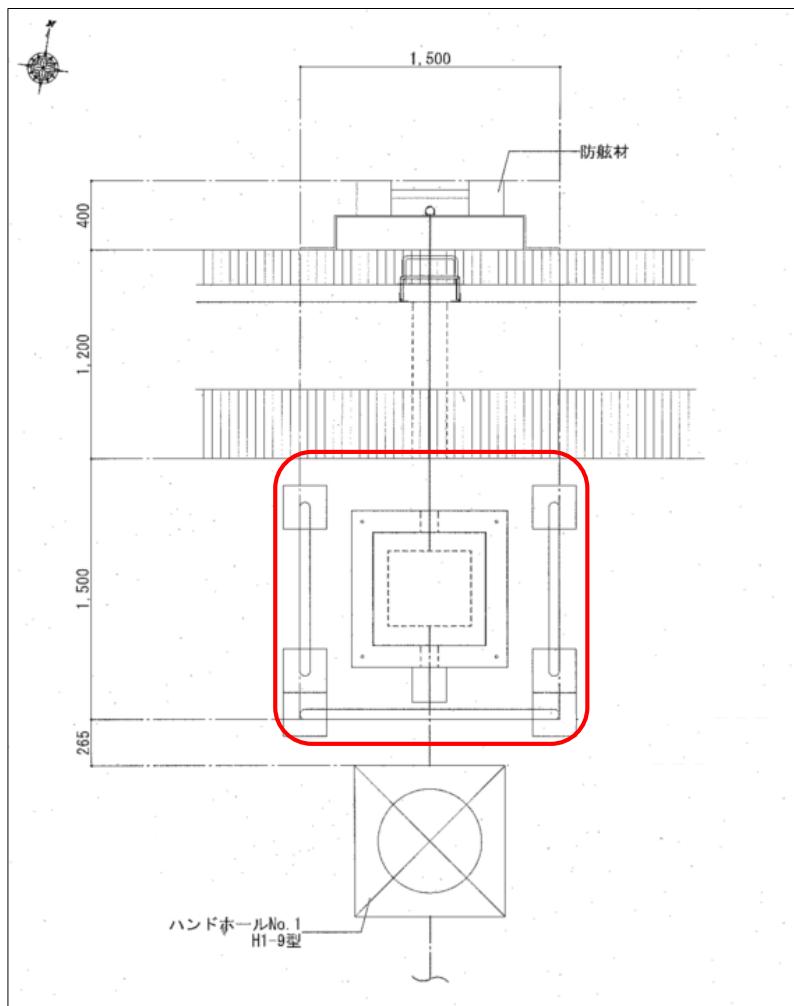
青森港津波観測施設及び一級水準点の位置



出典：「基準点成果等閲覧サービス」 URL <https://service.gsi.go.jp/kijunten/app/>

測量標（金属鉢）設置位置図（赤枠内に設置）

※具体的な設置位置は監督職員が指示する。



測量標（金属鉛）設置例



作業日報

令和 年 月 日		曜日	天 候				
契約件名	青森港津波観測施設1級水準測量			会社名等			
作業時間	時 分～ 時 分			作業責任者			
作業場所			作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時	進捗率 %
				労務者 名	労務者 人時		
会社名・所属等	氏 名		会社名・所属等			氏 名	
作業内容							
打ち合わせ事項							
材料等の搬入状況							
翌日の予定							

注 1 用紙の寸法は日本産業規格A4列4とすること。

2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しをもって報告書に代えることができる。